資料５　いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア　いじめの発見・通報を受けた時の対応

発見した教職員　　通報を受けた教職員

↘　　↙

生徒指導主事

⟺　管理職

イ　情報の共有

重大事態の場合は市教育委員会へ報告 ⇦

いじめ・不登校対策委員会

◇構成員（全職員）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

保護者 ⇦ 支援　情報提供

ウ　調査・事実関係の把握

- 児童及び教師への聞き取り
- アンケートの実施

エ　解決に向けた指導及び支援

- 関係機関への相談
- 組織的な対応

オ　関係機関への報告

- 市教委（生徒指導状況報告等）

カ　継続指導・経過観察

- 全職員による見届けや見守り

⇨ 指導・支援　児童

いじめ・不登校対策委員会を中核に実施

学　　校

↕ 情報提供　支援　　↕ 犯罪行為の　通報・対応　　↕ 連携　　↕ 連携

市教育委員会 ⟺ 警察署　　地　域　　関係機関（福祉・医療機関等）